

庄和北部地域学校施設跡地活用方針 〔概要版〕

1 活用方針策定の目的

地域及び春日部市にとって有意義な活用を図るための基本的な方向性として、本方針を定める。

2 学校施設跡地活用にあたっての基本的な考え方

以下の(1)～(6)を踏まえ、地域へ配慮するとともに、第2次総合振興計画に掲げる本市の将来像の実現に向けた活用を図る。

- (1) 地域住民の参加と協力による活用方法の検討
- (2) 庄和北部地域学校検討協議会からの具申
- (3) 「庄和北部地域学校再編計画」における考え方
- (4) 「第2次春日部市総合振興計画」における考え方
- (5) 「春日部市公共施設マネジメント基本計画」における考え方
- (6) 法令等の規定

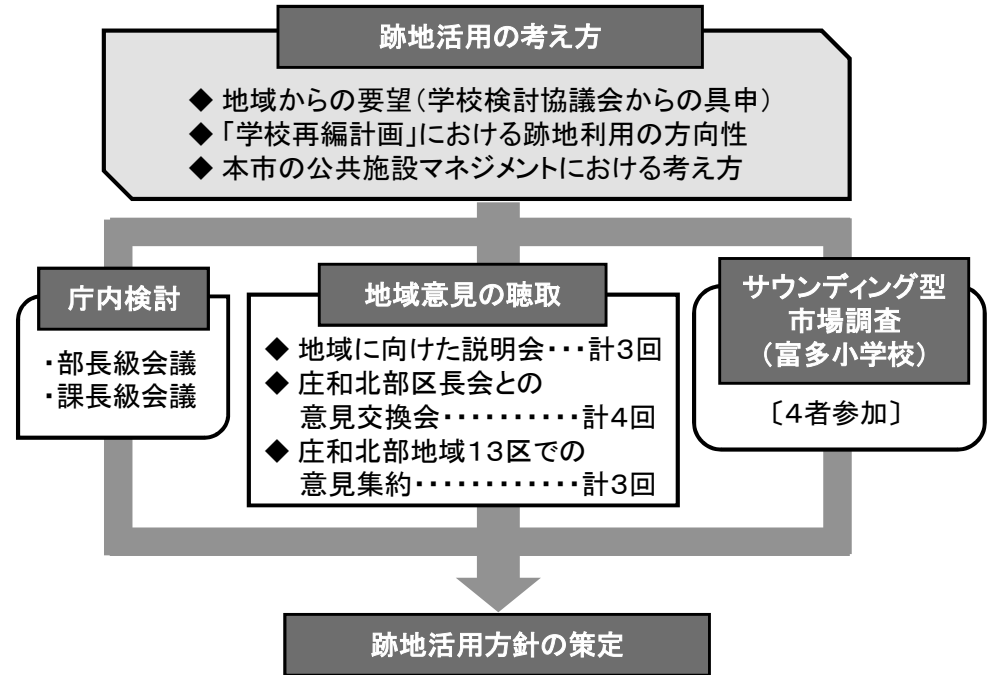
3 対象となる学校施設跡地の概要

宝珠花小学校	敷地面積	約13,000㎡		
	延床面積	普通教室棟	2,155㎡	昭和63年築
		特別教室棟	299㎡	平成17年築
		体育館	992㎡	昭和63年築
富多小学校	敷地面積	約17,000㎡		
	延床面積	普通教室棟	2,422㎡	平成6年築
		体育館	1,225㎡	平成6年築

4 学校施設跡地活用にあたっての制約等

- (1) 市街化調整区域による規制・・・立地基準への適合
- (2) 農地法による規制・・・農地法の許可不要
- (3) 雨水流出抑制施設に関する手続き等・・・関係機関との協議
- (4) 既存建築物の用途変更に係る規制・・・関係法令への適合

5 検討経過



6 学校施設跡地における活用方針

跡地活用における基本的な方針(両校共通事項)

- ◆ 地域活性化、地域貢献等に資する活用
- ◆ 既存建物の有効活用
- ◆ 関係法令の規定に準拠する土地利用
- ◆ 避難場所、投票所の継続

宝珠花小学校〔行政利用〕

- ◆ 地域コミュニティの拠点整備
- ◆ 大風、文化財、神明貝塚等を活かした施設
- ◆ 民間活力の導入等を検討

富多小学校〔民間活用〕

- ◆ 事業公募による民間事業者の募集
- ◆ 土地建物一体での売却
- ◆ 地域の活性化に資する事業
- ◆ 地域貢献について、事業者と協議・調整

7 学校施設跡地の具体的な活用内容決定手続き

宝珠花小学校：基本計画等策定（整備内容、管理運営方法等を検討）

富多小学校：審査委員会設置 ⇒ 募集要項策定 ⇒ 事業者募集・選定

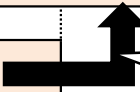
⇒ 仮契約 ⇒ 都市計画法等に基づく手続き等 ⇒ 本契約

【今後のスケジュール(想定)】

		平成31年度	
		上半期	下半期
宝珠花小学校	具体的な活用内容の検討	施設の位置付け・整備内容・管理運営方法等	
	地域との意見交換等	説明会・意見交換会等の適宜開催	
富多小学校	事業公募に関する手続き	提案審査委員会の設置⇒募集要項の内容検討・策定	事業者募集⇒選定⇒仮契約⇒都市計画法等に基づく手続き等
	地域との意見交換等	説明会・意見交換会等の適宜開催	

【参考】 地域への施設開放について

		平成31年度	
		上半期	下半期
宝珠花小学校			暫定利用
富多小学校		暫定利用	


 事業公募の手続き開始後は、宝珠花小学校等を利用。

※これまでの利用団体への貸出継続（その他の利用については適宜相談）

閉校となった施設に関するお問い合わせ・ご相談 ⇒ 宝珠花小学校：文化財保護課、富多小学校：学校総務課